

目次

1. 対象家電に関する事	1
2. 申請条件に関する事	2
3. 補助対象経費に関する事	4
4. 提出書類に関する事	6
5. その他本補助金に関する事	8

1. 対象家電に関する事

No.	質問	回答
1	補助対象となる家電はどこで確認できるか。	販売店舗で確認するか、省エネ型製品情報サイト(https://seihinjyoho.go.jp)でご確認いただけます。
2	買換え予定の家電製品の省エネ基準達成率はどこで確認するのか。	販売店舗で確認するか、省エネ型製品情報サイト(https://seihinjyoho.go.jp)でご確認いただけます。
3	補助の対象となるエアコンの基準は。	省エネ基準達成率 100%以上(目標年度 2027 年度)の機種が対象となります。
4	補助の対象となる冷蔵庫の基準は。	省エネ基準達成率 100%以上(目標年度 2021 年度)の機種が対象となります。
5	補助の対象となるテレビの基準は。	省エネ基準達成率 80%以上(目標年度 2026 年度)の機種が対象となります。
6	リユース品(中古品)は補助の対象となるか。	対象になりません。 補助の対象は、新品(未使用)に限ります。
7	リース(レンタル)品は対象となるか。	対象になりません。 リース等、補助申請者に所有権がないものは補助対象外となります。

2. 申請条件に関すること

No.	質問	回答
8	令和5年に実施した省エネ家電の買換え補助金の交付を受けているが、今回も補助の対象となるか。	対象になります。 ただし、前回補助交付を受けた補助対象家電をリサイクルして買換えする場合は、補助対象になりません。 (No57 参照) エアコンと冷蔵庫は補助金の交付決定の日から起算して6年間、テレビは5年間使用していただく必要があります。
9	補助対象家電を対象期間(令和7年4月1日～)より前に購入した場合、補助の対象となるか。	対象になりません。 令和7年4月1日(火)～令和7年7月31日(木)の間に購入したものが補助の対象となります。 ※対象期間内であっても、補助申請額が予算に達し次第受付を終了します。
10	対象期間より前に既存のテレビをリサイクルに出し、対象期間内にテレビを購入した場合、補助の対象となるか。	対象になりません。 既存家電をリサイクルに出す日についても、家電の購入日と同様に対象期間内でなければなりません。 (補助金の申請には、家電リサイクル券排出者控の写しを添付する必要があります。)
11	購入店舗の指定はあるか。	取手市内に所在する店舗・事業所で購入する必要があります。 レシートや領収書に記載される店舗の所在が取手市内であることが条件となります。
12	インターネットサイトで購入した家電は補助の対象となるか。	対象になりません。 取手市内に所在する販売店舗・事業所で購入したものが補助の対象となります。
13	購入した家電は、補助金の交付決定を受けるまで使用してはならないのか。	補助金の交付申請前、交付決定前に関わらず、購入後すぐに使用して構いません。
14	補助申請者、購入者、リサイクル家電排出者(リサイクル券に記載する氏名)が異なる場合、補助の対象となるか。	対象になりません。 家電の購入者、補助金の申請者及びリサイクル家電の排出者は、同一でなければなりません。
15	事業所との併用住宅であり、法人名義で家電を購入した場合、補助の対象となるか。	対象になりません。 個人を対象とした補助事業となります。

16	親と二世帯住宅に居住しているが、世帯を分けている場合の申請回数は。	二世帯住宅等の同じ住所に居住している場合であっても、住民基本台帳の世帯が分かれば、どちらの世帯も1回ずつ申請することができます。
17	特定家庭用機器再商品化法とはどのような法律か。	家電リサイクル法のこと、一般家庭等から排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。
18	家電リサイクルの方法を教えてください。	新しい家電を購入した店舗等に使わなくなった家電のリサイクルを依頼して下さい。その際、「家電リサイクル券排出者控」を必ず受け取って下さい。
19	リサイクル処分する既存の家電製品に消費電力量等の基準はあるか。	既存の家電製品に特段の要件はありません。 家電リサイクル法に従って適正に処分して下さい。
20	エアコンを1台廃棄して、冷蔵庫を1台購入する場合は補助の対象となるか。	対象になりません。 エアコンをリサイクル処分してエアコンを購入するといった同種の家電の買換えを対象としています。
21	エアコンを1台廃棄して、新たにエアコンを3台購入する場合は補助の対象となるか。	1台のみ対象になります。 補助の対象となるのは、リサイクル処分する機器1台につき1台までとなります。
22	既存のテレビを知人に譲り、新たに1台購入する場合、補助の対象となるか。	対象になりません。 リサイクル処分を伴う家電の買換えを補助の対象としています。
23	既存のテレビをリサイクルショップ等に売払い、新たなテレビを購入する場合、補助の対象となるか。	対象になりません。 リサイクル処分を伴う家電の買換えを補助の対象としています。
24	個人で購入し、設置場所が事業所の場合、補助の対象となるか。	対象になりません。 事業目的での購入は補助の対象外です。
25	申請回数に制限はあるか。	1世帯1回の申請に限ります。 複数の対象家電を購入した場合は、1回にまとめて申請して下さい。
26	取手市外に居住しており、取手市への転入を予定しているが、補助の対象となるか。	取手市に転入後、対象期間内に買い換えた場合は補助の対象になります。

3. 補助対象経費に関すること

No.	質問	回答
27	エアコン、冷蔵庫、テレビを1台ずつ購入した場合すべて補助の対象となるか。	補助の対象となります。(全ての本体購入価格の合計に対して、最大5万円の補助) ただし、それぞれの家電について家電リサイクル券排出者控の写しの提出が必要になります。
28	補助申請する際に、家電製品の購入台数に制限はあるか。	制限はありません。 ただし、補助金交付の上限額は、1申請に対し50,000円となります。
29	補助金の申請・請求額は、本体購入価格の(税込)と(税抜)のどちらになるか。	(税込)になります。 例:(本体価格)100,000円×1.10=110,000円(税込) 110,000円×1/3(補助率)=36,666円 補助額(1,000円未満切り捨て)≒36,000円
30	レシート(領収書)の内訳が税抜表示で記載されているが、これに消費税をかけると小数点以下が出てしまう。どのように計算すればいいか。	1円未満の消費税額が生じる場合には、小数点以下を切り捨てた額を本体購入価格として下さい。 この端数処理によって、レシートの支払総額との差が生じても構いません。 例:100,786円(税抜)×1.10=110,864.6円 1円未満切り捨て≒110,864円 110,864円×1/3(補助率)=36,954円 補助額(1,000円未満切り捨て)≒36,000円
31	家電の配送料や取付工事費用は、補助の対象となるか。	対象になりません。 補助の対象になるのは、家電本体購入費(税込)のみです。
32	販売店で値引きを受けた場合、補助対象経費はどのようになるか。	本体購入費(税込)とは、値引き後の価格を指します。 このため、値引き後の支払額(税込の本体購入費)が補助対象経費となります。
33	レシートの中に値引き額が記載されているが、複数の製品を購入したためどの製品に対する値引額なのかわからない。どのように申請すればいいか。	値引きの対象がわからない場合は、補助対象家電の本体購入費(税込)から値引き額を引いた額が補助対象経費となります。
34	販売店のポイントを使用した場合、補助対象経費はどのようになるか。	販売店で商品代金から値引きがあった場合(クーポン割引など)や販売店のポイント等を使用した場合は、値引きや

		ポイント等の使用後の支払額(税込みの本体購入費)が補助対象経費となります。
35	購入に伴い付与されるポイントは、購入費用から減額されるのか。	支払金額に応じて付与されるポイントについては、考慮せず購入費用から減額しません。
36	電子マネーや商品券、割引券等で支払った場合、補助の対象となるか。	電子マネーでの支払いは対象になります。 商品券や割引券等で支払った場合は対象になりません。 現金、クレジットカードおよびキャッシュレス決済(例:電子マネーや QR コード決済)以外で支払った分については、補助対象外となります。
36-1	電子マネーや QR コード決済のポイントで支払った場合、補助の対象となるか。	電子マネーや QR コード決済等のキャッシュレス決済のポイントでの支払いは対象になります。
37	エアコン 150,000 円(税込) テレビ 150,000 円(税込) 冷蔵庫 150,000 円(税込) <u>補助対象経費 450,000 円</u> この場合、補助額はいくらになるか。	50,000 円になります。 $450,000 \text{ 円} \times 1/3 = 150,000 \text{ 円}$ 1申請に対する補助交付上限額が 50,000 円のため、補助交付額は 50,000 円となります。
38	テレビ 80,000 円(税込) 冷蔵庫 70,000 円(税込) <u>補助対象経費 150,000 円</u> この場合、補助額はいくらになるか。	50,000 円になります。 $(80,000 \text{ 円} + 70,000 \text{ 円}) \times 1/3 = 50,000 \text{ 円}$

4. 提出書類に関すること

No.	質問	回答
39	申請書類の様式はどこで入手できるか。	市のホームページからダウンロードできます。 ダウンロードができない場合は、以下の窓口で申請書を受け取ることも可能です。 ①本庁舎4階 環境対策課 ②藤代庁舎 藤代総合窓口課 ③取手支所 ④取手駅前窓口 ⑤戸頭窓口
40	申請書類の提出期限はいつか。	申請書類の提出期限は、令和7年8月29日(金)【必着】です。 ただし、予算に達した時点で受け付け終了となりますので、あらかじめご了承ください。
41	レシート(領収書)には、金額のほかにもどのような情報が記載されている必要があるのか。	取手市内に所在する店舗で対象家電製品を購入したことを証明できる必要があります。 購入日、購入店舗名、購入した製品型番、支払金額(内訳)が記載されているものが有効となります。
42	エアコンと同時に洗濯機を購入し、レシートには2つの購入代金の合計額が記載されているがどのように申請したらいいか。	洗濯機は、対象家電製品ではないため、エアコンの本体価格(税込)のみを補助対象経費としてください。 なおレシートは全体の写しを添付して下さい。
43	A店でテレビ、B店で冷蔵庫を購入した場合どのように申請すればいいか。	テレビ、冷蔵庫の本体価格を(税込)を合算して申請して下さい。1世帯につき1回の申請に限られるため、別々に申請することはできません。
44	レシートや領収書を紛失した場合、補助申請できるか。	申請できません。 レシート・領収書の写しは、申請書類に必ず添付して下さい。
45	メーカー保証書とはどのようなものか。	メーカー保証書とは、家電製品に添付されている家電製品製造者が発行する保証書のことです。製品名、製品型番、製品番号等が記載されているものを指します。 メーカーによっては、取扱説明書の裏面等に記載されている

		ものもあります。
46	保証書の写しを添付する際は、販売店舗で発行した保証書のみでいいのか。	家電製品製造者(メーカー)が発行した保証書を提出して下さい。 家電製品製造者(メーカー)が発行する保証書は、新品を購入したことの確認を兼ねております。
47	「家電リサイクル券排出者控」を紛失した場合、再発行はできるか。	家電を引き取った店舗・事業所にお問い合わせ下さい。
48	補助金の振込先について、申請者以外の口座を指定できるか。	指定できません。 申請者本人名義の口座に限定しております。
49	レシート(領収書)や保証書、家電リサイクル券排出者控は原本を提出しなければならないのか。	写し(コピー)の提出をお願いします。 原本を提出いただいた場合、返却はいたしかねますのでご注意ください。
50	補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。	原則、国内の金融機関であれば対応可能です。
51	申請書の提出方法はどのようなものがあるか。	補助申請は、以下2つの方法がございます。 ①インターネットでの申請する場合 市ホームページから申し込みサイトにお入りください。 (茨城電子申請サービス) ②申請書類を直接市役所まで持参いただく場合 5月1日～7月4日・・・議会棟第3委員会室 7月7日～8月29日・・・環境対策課 受付時間:9時～17時 ③申請書類を郵送していただく場合 送付先:〒302-8585 取手市寺田5139番地 取手市役所まちづくり振興部環境対策課 宛
52	申請書類に消せるボールペンは使用できるか。	使用できません。 申請書を手書きで作成される場合は、必ず消えない黒色ボールペンで記入して下さい。
53	申請書類を書き間違えたがどのように訂正すればいいか。	本補助金の申請書は、申請者の方からの補助金請求書としての機能も兼ねておりますので、修正液・訂正印等を使用した場合無効となります。 書き損じてしまった場合は、お手数でも新たな申請書に書き直していただきますようよろしくお願いいたします。

5. その他本補助金に関すること

No.	質問	回答
54	補助申請額が予算を超えた場合はどうなるのか。	予算額に達した場合は、申請期間中であっても受付を終了します。なお予算額に達した日に複数の申請(当日到着分についてはすべて同着扱い)があった場合は、抽選を実施します。抽選の対象になった方には、抽選実施後、結果に関する通知を発送致します。
55	本補助事業の予算はどのくらいか。	予算額は、5千万円としています。
56	交付決定通知を受け取ってから、補助金が口座に入金されるまでどの程度かかるか。	申請の混み具合によって前後すると思いますが、交付を決定した日から概ね1ヶ月程度で指定の口座に入金する予定です。
57	補助金の交付を受けた家電は、どのくらいの期間使用しなければいけないのか。	エアコンと冷蔵庫は補助金の交付決定の日から起算して6年間、テレビは5年間使用していただく必要があります。
58	世帯主でなくても申請することは可能か。	申請可能です。 ただし、1世帯1申請となります。
59	市内のホームセンターや設備屋さん等で購入する場合、補助の対象となるか。	市内に所在する販売店舗・事業所であれば対象になります。 ただし、インターネット等による購入は対象となりません。
60	家電を購入する前に、申請するものはあるか。	特にありません。 既存の家電のリサイクル処分や、対象家電を購入した後、必要書類を揃えて申請書を提出して下さい。
61	対象家電の購入店舗以外の業者に、既存家電のリサイクル家電の処分を依頼した場合、補助の対象となるか。	処分業者の指定はありません。 家電リサイクル券排出者控の写しが提出可能であれば補助の対象となります。
62	テレビ(補助対象:10万円)とレコーダー(補助対象外:5万円)を同時に購入し、1万円の値引を受けた。 この場合、補助対象経費はどうなるか。	①値引きの対象(内訳)がレシート等により判断できる場合 例:1万円のうち、テレビとレコーダーの値引き額がそれぞれ5千円の場合 100,000円(テレビ本体価格) - 5,000円(値引き額) = 95,000円

		<p>②値引きの対象が判断できない場合</p> <p>100,000円－10,000(値引き額全額)</p> <p>=90,000円</p>
63	<p>予算があとどのくらい残っているか確認することはできるか。</p>	<p>市のホームページで予算の執行状況をお知らせします。</p>